

令和５年６月１５日

各地区町内自治会連絡協議会  
各地区連協会長 様

千葉市市民局市民自治推進部  
区 政 推 進 課 長

### マイナンバーカード出張窓口の実施について

日頃より、市政へのご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では、マイナンバーカードの交付について、市内の商業施設等にて出張窓口を開設するなど、交付率拡大に取り組んでいるところですが、交付率が70%を超えたことを受け、今後は外出が難しい方などの取得促進を目的として、公共施設や高齢者施設、集合住宅をはじめとする地域の施設等へ出張窓口開設を積極的に実施する予定です。

実施に当たり、本事業の委託事業者からご連絡をさせていただく場合があります。概要を下記にてお知らせするとともに、ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 出張窓口とは

市職員等が施設などに出張し、本人確認を行った上で申請等を受付する窓口です。

こちらの窓口に必要な書類等をお持ちいただければ、マイナンバーカードを郵送させていただきますので、一度も区役所等に赴くことなく受け取りをすることが可能となります。

#### 2 当日できること

- マイナンバーカードの申請受付
  - 顔写真撮影
  - 本人確認
  - 申請受付（申請書の記入等）
  - その他の申請の補助
- マイナンバー制度講習会
  - マイナンバー制度全般についての講習会の実施

#### 3 委託事業者について

- 契約事業者  
キャリアリンク株式会社
- 実施期間  
令和５年７月から令和６年３月まで

担 当：福澤、石井、高田  
電 話：043-245-5134  
E-mail：[kusei.CIC@city.chiba.lg.jp](mailto:kusei.CIC@city.chiba.lg.jp)